総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

指定都市「平成２９年度国の施策及び予算に関する提案」について

資料１　指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称）白本」について

資料２　指定都市「平成２９年度国の施策及び予算に関する提案について」

平成２８年７月２８日

総務企画局・財政局

資 料 1

指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）」について

1　趣旨

この提案は、大都市特有の行政課題に対応するために必要な制度や政策の創設・改善等を、指定都市市長会及び議長会連名で国や政党に対して、提案・要請しているもので、各省庁の概算要求の時期に要請活動を行っている。

2　平成２９年度「国の施策及び予算に関する提案」の概要

（１）提案の目的

指定都市では、近年の社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上など様々な財政需要が増加しているが、これらの財政需要に対して税制上十分な措置がなされていないことに加え、地方法人税の影響により、都市税源は更に不十分な状況となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中核都市として、先駆的かつ先導的な役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策を始めとする様々な緊急かつ重要な施策を、積極的に推進していく必要がある。

そこで、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成２９年度の国の予算編成に当たり適切な措置を講ずるよう、国等へ要請するものである。

（２）提案の作成経過

○平成２８年４月　原局局長会議、財政担当局長会議等で提案項目を選定
○平成２８年６月　窓口・財政担当局長会議にて提案（案）が決定
○平成２８年７月　市長及び議長の御了承をいただき、提案が確定

（３）提案項目

（ア）税財政・大都市制度関係（５項目）

① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

② 大都市税源の拡充強化

③ 国庫補助負担金の改革

④ 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

⑤ 多様な大都市制度の早期実現

（イ）個別行政分野関係（１０項目）

⑥ 児童福祉施設の拡充

⑦ 県費負担教職員制度の見直しに伴う適切かつ確実な財政措置

⑧ 医療保険制度の抜本的改革

⑨ インフラ施設の長寿命化対策

⑩ 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

⑪ 介護保険制度の円滑な実施

⑫ 訪日旅行の需要拡大及びＭＩＣＥ誘致推進のための環境整備

⑬ 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

⑭ 予防接種制度の充実と財源措置

⑮ 社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援

３　要請活動について

各指定都市が分担して、関係府省、政党及び地元選出国会議員に対する要請活動を実施する。

本市は、今年度、文部科学省への要請活動を担当する。

資　料　2

平 成 29 年 度

国の施策及び予算に関する提案（案）

平成 28 年 7 月

指　定　都　市

目　　次

・ 提案事項 …… 1

＜税財政・大都市制度関係＞ …… 1

＜個別行政分野関係＞ …… 2

・ 提案事項詳細説明…… 4

＜税財政・大都市制度関係＞

1　真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正 …… 5
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】

2　大都市税源の拡充強化 …… 6
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】

3　国庫補助負担金の改革 …… 7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】

4　地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 …… 8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】

5　多様な大都市制度の早期実現 …… 9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】

＜個別行政分野関係＞

6　児童福祉施策の拡充 …… 10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】

7　県費負担教職員制度の見直しに伴う適切かつ確実な財政措置 …… 11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】

8　医療保険制度の抜本的改革 …… 12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】

9　インフラ施設の長寿命化対策 …… 13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】

10　生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置 …… 14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】

11　介護保険制度の円滑な実施 …… 15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】

12　訪日旅行の需要拡大及びＭＩＣＥ誘致推進のための環境整備 …… 16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・国土交通省】

13　正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進 …… 17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】

14　予防接種制度の充実と財源措置 …… 18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】

15　社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援 …… 19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税の影響により、都市税源は更に不十分な状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらには、平成２８年熊本地震等からの復旧・復興の取組のほか、各都市における防災対策の強化に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成２９年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成２８年７月

指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	奥山恵美子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	林　文子
相模原市長	加山俊夫
新潟市長	篠田　昭
静岡市長	田辺信宏
浜松市長	鈴木康友
名古屋市長	河村たかし
京都市長	門川大作
大阪市長	吉村洋文
堺市長	竹山修身
神戸市長	久元喜造
岡山市長	大森雅夫
広島市長	松井一實
北九州市長	北橋健治
福岡市長	髙島宗一郎
熊本市長	大西一史

指定都市議長会

札幌市議会議長	鈴木健雄
仙台市議会議長	岡部恒司
さいたま市議会議長	桶本大輔
千葉市議会議長	向後保雄
川崎市議会議長	石田康博
横浜市議会議長	梶村　充
相模原市議会議長	阿部善博
新潟市議会議長	高橋三義
静岡市議会議長	栗田裕之
浜松市議会議長	花井和夫
名古屋市議会議長	加藤一登
京都市議会議長	津田大三
大阪市議会議長	木下　誠
堺市議会議長	吉川　守
神戸市議会議長	池田りんたろう
岡山市議会議長	宮武　博
広島市議会議長	永田雅紀
北九州市議会議長	戸町武弘
福岡市議会議長	おばた久弥
熊本市議会議長	澤田昌作

［提案事項＜税財政・大都市制度関係＞］

１　真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは５：５とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反している。地方公共団体間の財政力格差の是正は、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

２　大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

３　国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

４　地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

５　多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

［提案事項＜個別行政分野関係＞］

６　児童福祉施策の拡充

待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

７　県費負担教職員制度の見直しに伴う適切かつ確実な財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲により生ずる事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

また、移譲税源が平年度化するまでの間、移譲されるべき税源に不足が生じないよう、地方税制上の措置を講ずること。

８　医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

なお、一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国保の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

また、医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うこと。

９　インフラ施設の長寿命化対策

国民の安全・安心の確保には、インフラ施設の適切な維持管理・更新等が必要不可欠である。今後、指定都市が所管するインフラ施設の多くが、建設後５０年以上を経過し、老朽化が進むことから、計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努めること。

10　生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、返還金等の保護費からの調整等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。

また、ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度においても、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう十分な財政措置を講ずること。

11　介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村が円滑に実施できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、更なる負担軽減策を実施すること。

さらに、介護従事者の人材確保に必要な対策を講ずること。

12　訪日旅行の需要拡大及びＭＩＣＥ誘致推進のための環境整備

訪日旅行やＭＩＣＥ誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組はもとより、国際会議場や展示場の整備促進、ユニークベニューを受け入れる施設へのインセンティブの拡充、規制緩和等、地域の特性に即したＭＩＣＥ誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図ること。

13　正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

地域の持続的な発展を図るため、正規雇用や長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方創生推進交付金の拡充も含め必要な財源を確保すること。

また、制度設計に当たっては地方公共団体との協議の場を設け、その意見を十分反映させること。

14　予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びロタウイルスの２ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期にスケジュールを示し定期接種化すること。その際には、ワクチンが十分供給されるように国が万全を期すこと。

また、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

あわせて、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

15　社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援

社会保障・税番号制度は国家的な情報基盤整備であることから、その運用等に必要な経費については、全額国庫負担とすること。

また、情報セキュリティ対策については、引き続き国の責任において取り組むとともに、地方公共団体において継続した取組が実施できるよう、今後、必要となる経費についても補助制度を創設するなど、財政措置を講ずること。

あわせて、情報セキュリティインシデントに迅速かつ的確に対応できるよう、ＣＳＩＲＴの実効的な運用を確保するため、人的セキュリティの強化についても、積極的な支援を行うこと。

［提案事項詳細説明］

＜税財政・大都市制度関係＞

１　真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは５：５とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反している。地方公共団体間の財政力格差の是正は、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

現状における国・地方間の「税の配分」は６：４であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は３：７となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは５：５とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的とする地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反している。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

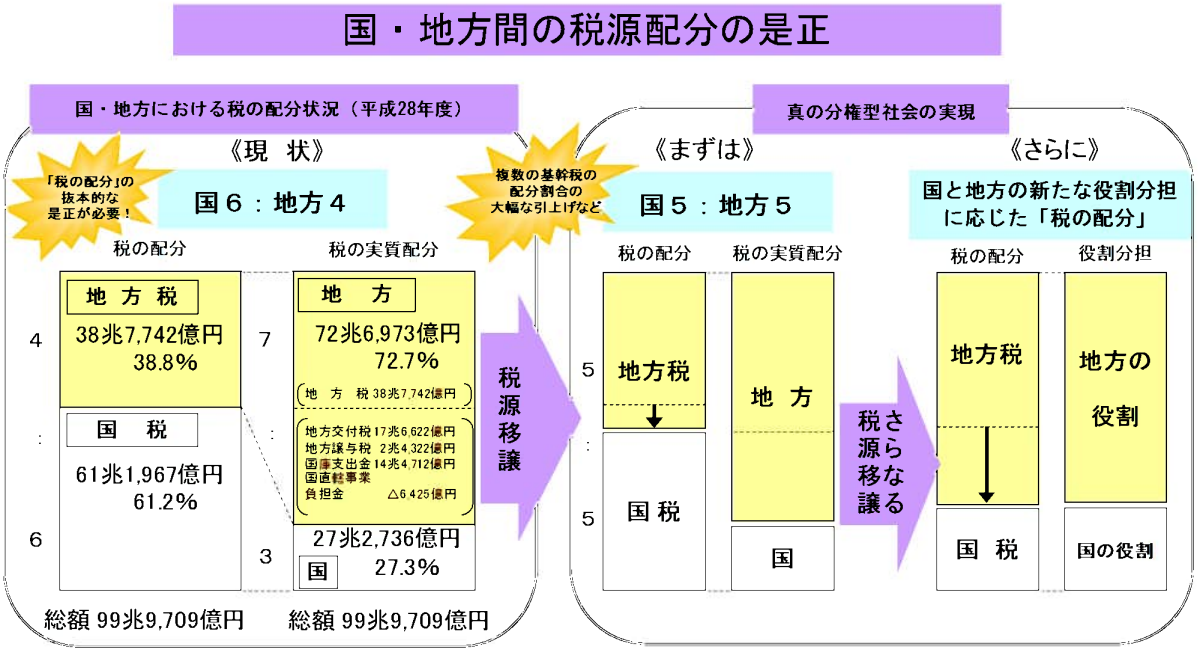

注　地方法人税の拡大の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差が更に拡大する。

2　大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

指定都市は、圏域の中枢都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、道府県から移譲された事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

このような状況を踏まえ、指定都市が大都市特有の財政需要や大都市特例事務に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源について、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

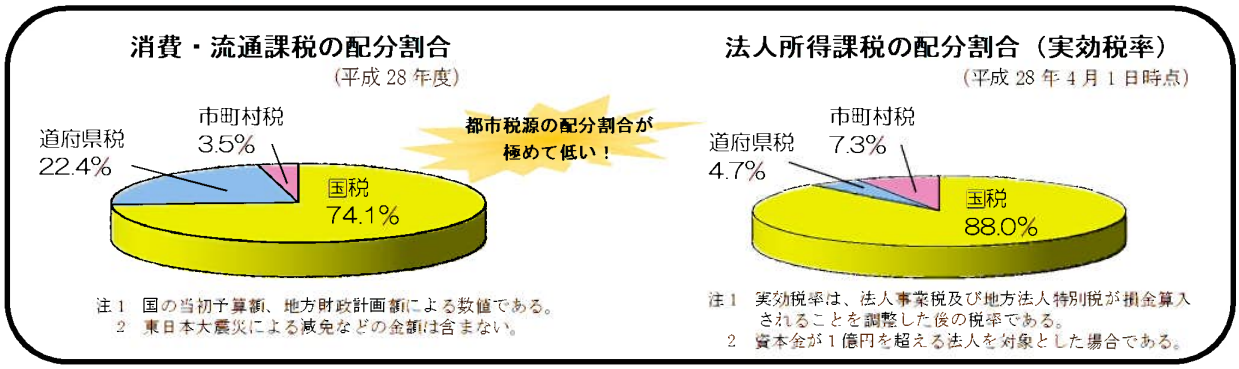

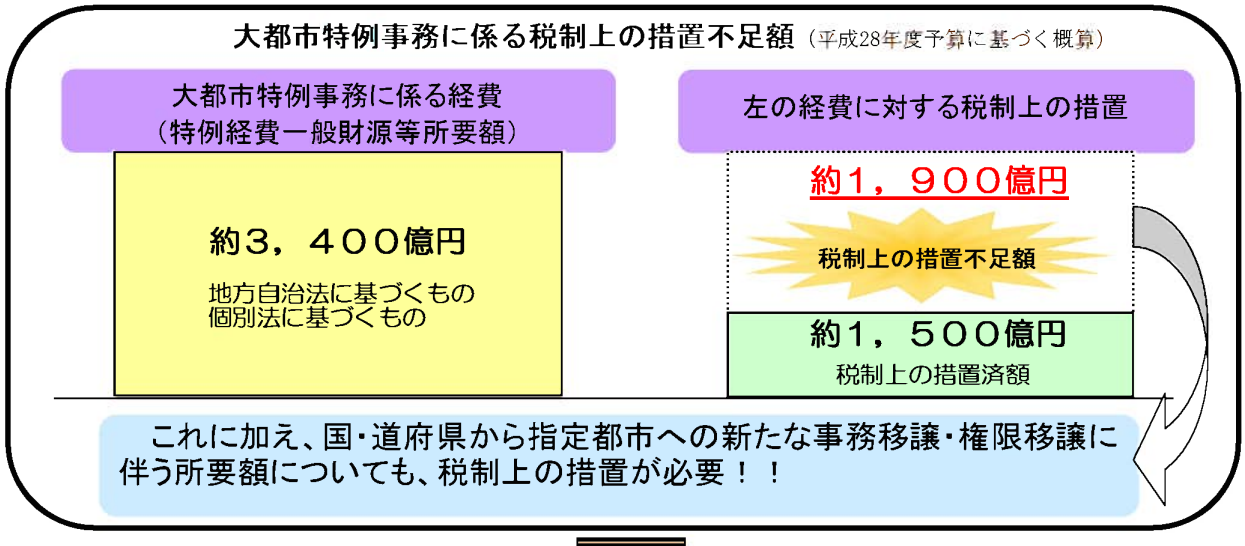

国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること！！

3　国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

また、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。

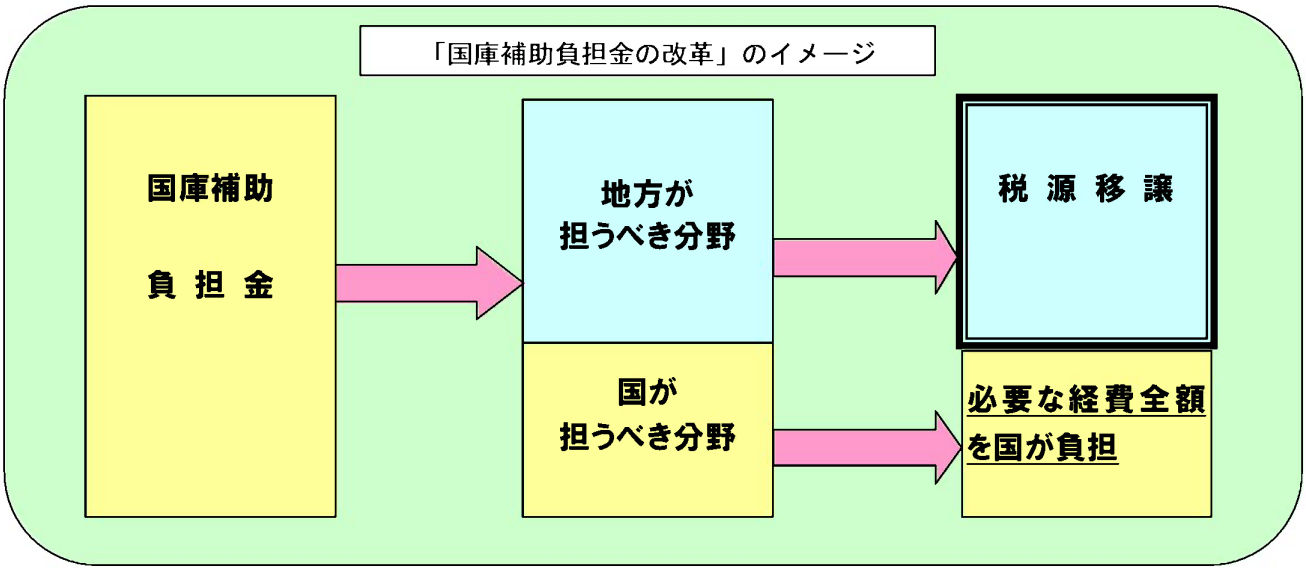

4　地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国から恩恵的に与えられているもの、あるいは、補助金や交付金のような政策誘導手段ではなく、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源である。

このため、地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、歳出特別枠を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。加えて、法人実効税率引下げによる地方交付税原資の減収分については、国の責任において、地方交付税の法定率を引き上げることで対応すべきである。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。そのため、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって配分すべきものであり、大都市に限定した削減は決して行うべきでない。あわせて、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況

			平成15年度決定額	平成27年度決定額	削減額	削減率
地方交付税（人口一人当たり）	全国総額		18兆　693億円	16兆8，017億円	△1兆2，676億円	△7．0%
		市町村分	8兆　908億円（6．4万円）	8兆2，723億円（6．5万円）	1，815億円	＋2．2%
	指定都市総額		9，433億円（3．4万円）	5，809億円（2．1万円）	△3，624億円	△38．4%
地方交付税＋臨時財政対策債発行可能額（人口一人当たり）	全国総額		23兆9，389億円	21兆3，267億円	△2兆6，122億円	△10．9%
		市町村分	11兆　256億円（8．7万円）	10兆2，049億円（8．0万円）	△8，207億円	△7．4%
	指定都市総額		1兆5，038億円（5．6万円）	1兆1，406億円（4．1万円）	△3，632億円	△24．2%
基準財政需要額（人口一人当たり）	全国総額		47兆　877億円	50兆　327億円	2兆9，449億円	＋6．3%
		市町村分	25兆　41億円（19．7万円）	25兆5，596億円（20．1万円）	5，555億円	＋2．2%
	指定都市総額		5兆1，956億円（18．9万円）	5兆1，796億円（18．8万円）	△161億円	△0．3%

臨時財政対策債の配分状況（平成27年度決定額）
■全国総額 臨時財政対策債(21.2%) 4兆5，250億円 地方交付税　(78.8%) 16兆8，017億円
■指定都市総額 臨時財政対策債(49.1%) 5，597億円 地方交付税　(50.9%) 5，809億円

注1　指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2　地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、平成27年度決定額には東日本大震災関係分（推計）及び震災復興に係る特別交付税を除く。

5　多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにもかかわらず、制度創設から既に半世紀以上が経過しており、今日の指定都市が直面する人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化などの問題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっていない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような諸問題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は施行されたものの、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

ついては、道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図るべきである。

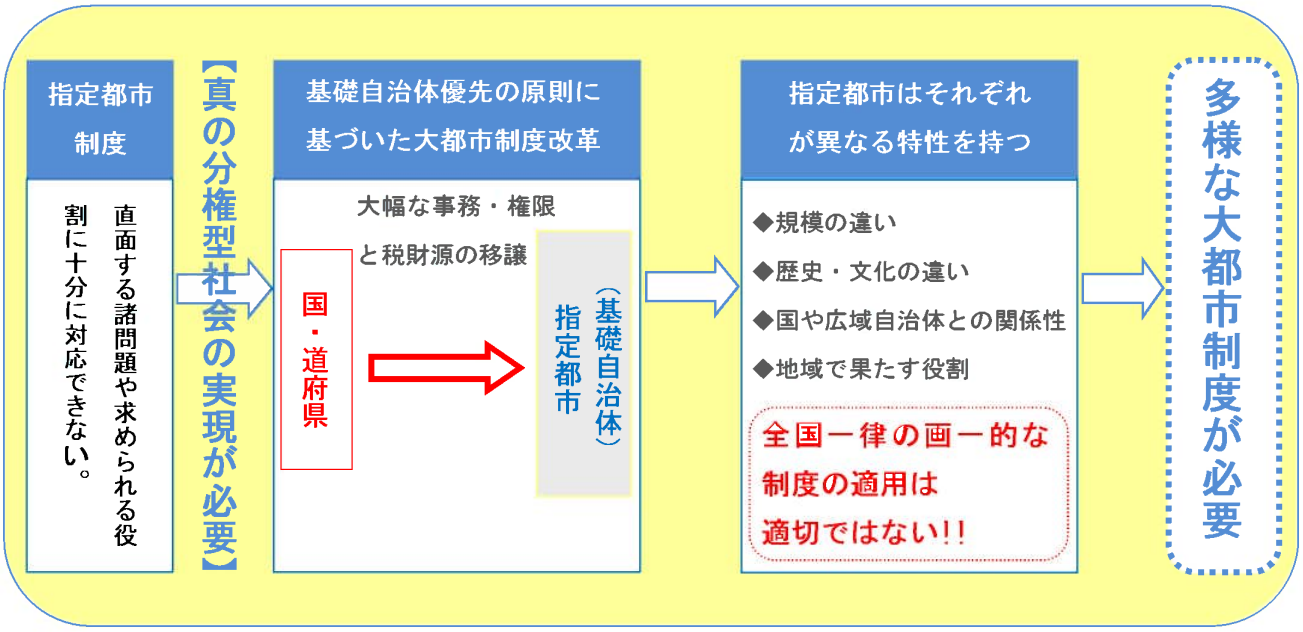

＜個別行政分野関係＞

６　児童福祉施策の拡充

待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

子ども・子育て支援新制度の趣旨である幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を実現するため、保育所等の施設整備や保育士等人材確保など待機児童対策に係る補助制度の拡充と補助率の嵩上げ措置を継続するとともに、1兆円ベースの向上を実現するための財源を確保すべきである。あわせて、放課後児童健全育成事業では、近年急増している要配慮児童への対応として必要となる施設改修等のほか、放課後児童支援員の加配や処遇改善をはじめとする質の向上ができるよう財政措置の充実を図るべきである。

また、保護者にとって子育てしやすい社会を構築するための総合的な対策が必要であることから、幼児期の教育・保育の無償化など利用者負担の軽減や、子どもの医療費助成など、子育て家庭の経済的負担を軽減するための財政措置を講ずべきである。

さらに、子どもの貧困や児童虐待など、子どもを取り巻く問題はますます深刻な状況となっているため、児童相談体制の充実、児童養護施設等の小規模化や里親委託・支援の充実といった家庭的養護の推進、子どもの貧困対策の推進に必要なひとり親家庭や施設入所児童・退所児童への支援の推進などについて、財政措置の拡充など必要な措置を講ずべきである。

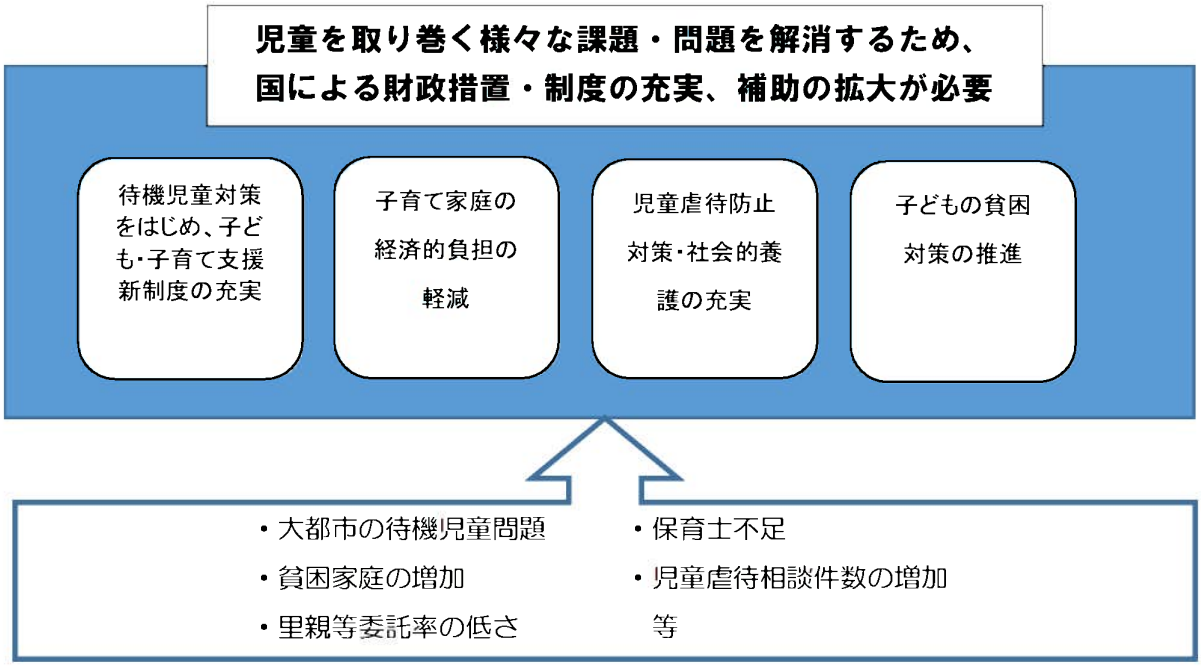

7　県費負担教職員制度の見直しに伴う適切かつ確実な財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲により生ずる事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

また、移譲税源が平年度化するまでの間、移譲されるべき税源に不足が生じないよう、地方税制上の措置を講ずること。

平成２５年１１月、指定都市所在道府県と指定都市は、財政中立を基本とした国の適切な地方財政措置を前提として、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割２％の税源移譲を行うことに合意し、関係法律の改正が第４次一括法として平成２６年６月に公布されたところである。

権限移譲に当たっては、国の責任において必要な国庫負担を行った上で、地方負担額に対し、適切な地方財政措置が講じられなければ、指定都市の財政運営に大きな影響を及ぼすことが危惧される。

そのため、国は、地方交付税算定における教職員の給料単価について、地方財政計画上の給料単価のとおり算定するとともに、引き続き指定都市及び指定都市所在道府県と協議の上、退職手当の動向などを踏まえつつ、指定都市の実情を反映したきめ細かい制度設計のもと、適切かつ確実に地方財政措置を講ずべきである。もって、権限移譲が平成２９年４月に予定どおり円滑に行われ、指定都市の財政運営に支障を来すことなく、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できる環境を整えるべきである。

また、移譲に伴い新たに発生する人事・給与等事務についても、現行の教育水準を維持するために必要な体制の整備・確保に要する財政需要であることから、システム関係経費や事務経費を含めた所要額全額を、国において適切かつ確実に措置すべきである。

さらに、移譲税源が平年度化するまでの間、移譲されるべき税源に不足が生じないよう、地方税制上の措置を講ずべきである。

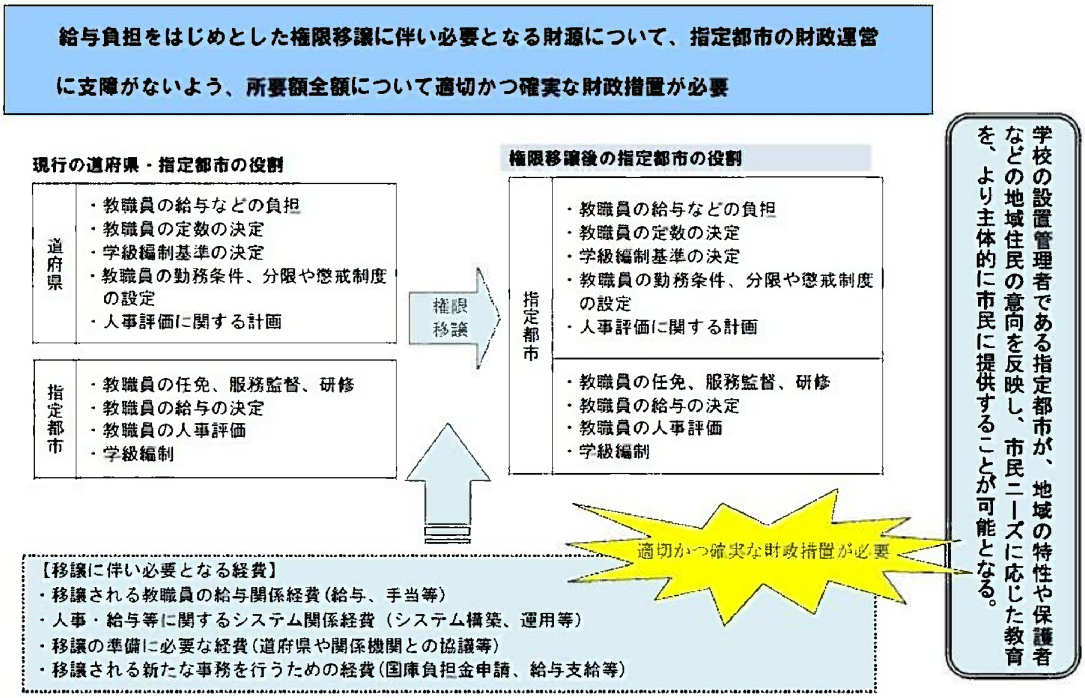

8　医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

なお、一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国保の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

また、医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うこと。

市町村国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入に頼らざるを得ず、その財政基盤は極めて脆弱である。また、高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費は年々増加しており、被保険者及び保険者の負担はさらに重くなることが想定されるため、制度の構造的な問題の解決が急務である。

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するためには、市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、国の責任を明確にした上で、全ての医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すべきである。

なお、法改正等により、財政支援の拡充に一定の進展が見られたが、今後も一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国保の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、国の検討会で、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた子どもの医療費助成制度をはじめとする地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止するほか、累積赤字や法定外繰入のある保険者が、新たな制度へ円滑に移行できるよう必要な措置を講ずべきである。

また、医療保険制度改革は、国保の安定的運営等に多大な影響を及ぼすことから、検討内容を早期に地方へ開示するとともに、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うべきである。

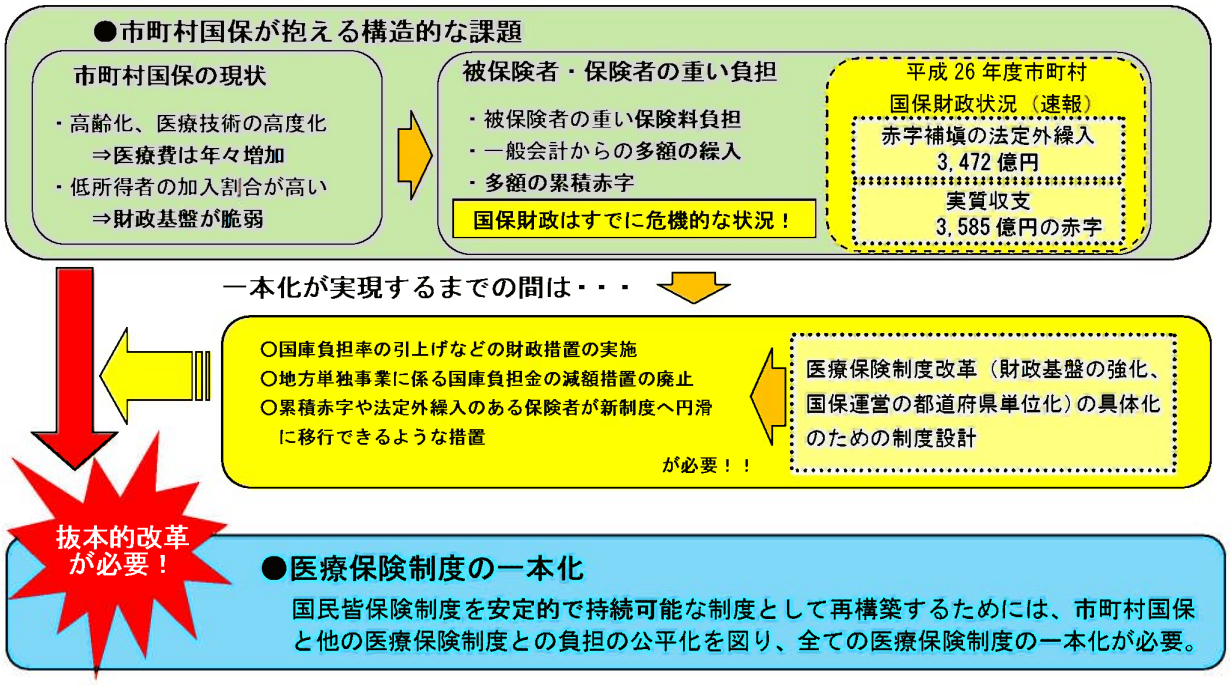

９　インフラ施設の長寿命化対策

国民の安全・安心の確保には、インフラ施設の適切な維持管理・更新等が必要不可欠である。今後、指定都市が所管するインフラ施設の多くが、建設後５０年以上を経過し、老朽化が進むことから、計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努めること。

指定都市が所管しているインフラ施設は、道路、河川、上下水道、港湾、公園、住宅等多岐にわたり、高度経済成長期に大量に建設されている。今後これらの多くが建設後５０年以上を経過することとなり、施設の老朽化が進み、適切な維持管理を行わなければ、施設の利用制限や重大な事故の発生等により、国民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。

また、国土交通省社会資本整備審議会及び交通政策審議会の「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」（平成２５年１２月）では、国・地方公共団体等が管理するインフラ施設について、現在の維持管理手法を続けると、維持管理・更新費の見通しは平成２５年度の約３．６兆円から１０年後は約４．３～５．１兆円程度になると推定されている。

このため、増加していく費用の縮減に向け、指定都市としては個別施設の長寿命化計画を策定し、トータルコストの縮減や予算の平準化を行っているところである。

国においては、維持管理・更新等を確実に行うために必要な財源を確保するとともに、コスト低減手法に関する新技術などの開発・支援に努めるべきである。

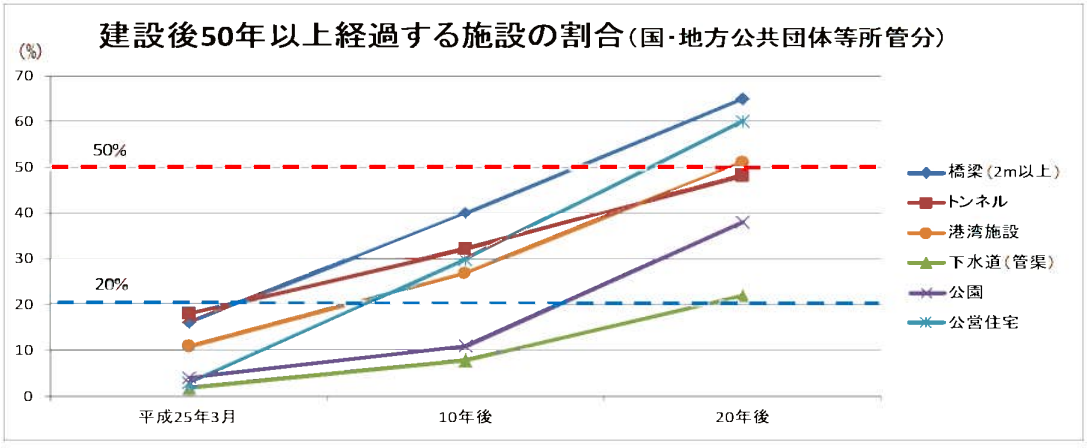

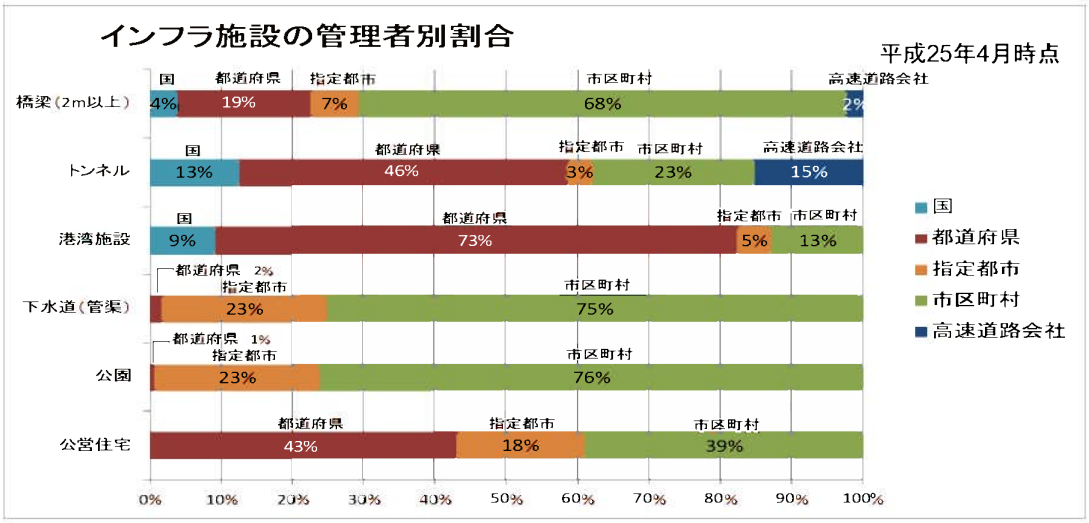

出典：国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）

10　生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、返還金等の保護費からの調整等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。

また、ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度においても、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう十分な財政措置を講ずること。

生活保護制度の更なる適正化を推進するために、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、生活保護法第７８条に基づく徴収金以外の返還金等の保護費からの調整、金融機関等への回答の義務付け等の必要な措置を、引き続き地方公共団体の意見を十分聴きながら、制度全般の検討を行い、国の責任において法改正や地方公共団体が実施する適正化事業に係る経費を全額国庫補助とする等の必要な措置を講ずべきである。

また、生活困窮者自立支援制度においては、地域コミュニティが希薄化した大都市こそ、きめ細かな支援が必要であり、さらに複合的な課題を抱える生活困窮者に対する寄り添い型の支援を行うことが重要であることから、地方公共団体が実施する自立相談支援事業や任意事業等に要する経費の全額国庫負担など、国の責任において必要十分な財政措置を講ずべきである。特に、ホームレス対策については、一地方公共団体の負担において対応すべきものではないため、全額国において措置すべきである。

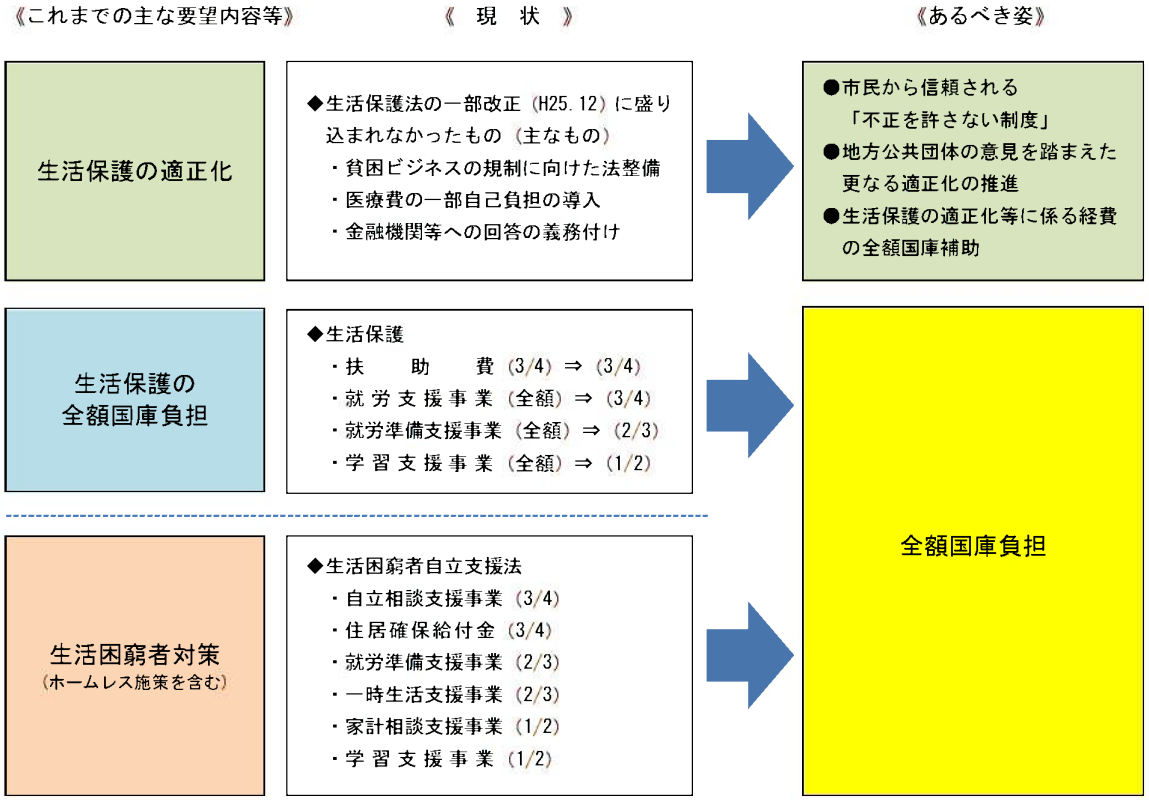

11　介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村が円滑に実施できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、更なる負担軽減策を実施すること。

さらに、介護従事者の人材確保に必要な対策を講ずること。

介護保険制度が、円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、地方公共団体の意見を十分に反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うべきである。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、全ての市町村が円滑に実施できるよう支援を行うとともに、地域支援事業の実施に当たっては、都市部において、より事業費の増加が見込まれ、上限枠を超えることも想定されるため、地域の実情に応じた多様なサービスを提供できるよう必要な財政措置を講ずべきである。

平成２７年度から公費による低所得者への保険料軽減強化が実施されているが、今後予定されている低所得者への保険料軽減拡大についても、着実に実施すべきである。また、低所得者の利用料負担軽減についても十分とはいえないため、国の責任において更なる負担軽減策を実施すべきである。

さらに、介護人材の確保については、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい状況であることから、国の掲げる「安心につながる社会保障」に向けて、適切な介護報酬の設定など必要な対策を講ずべきである。

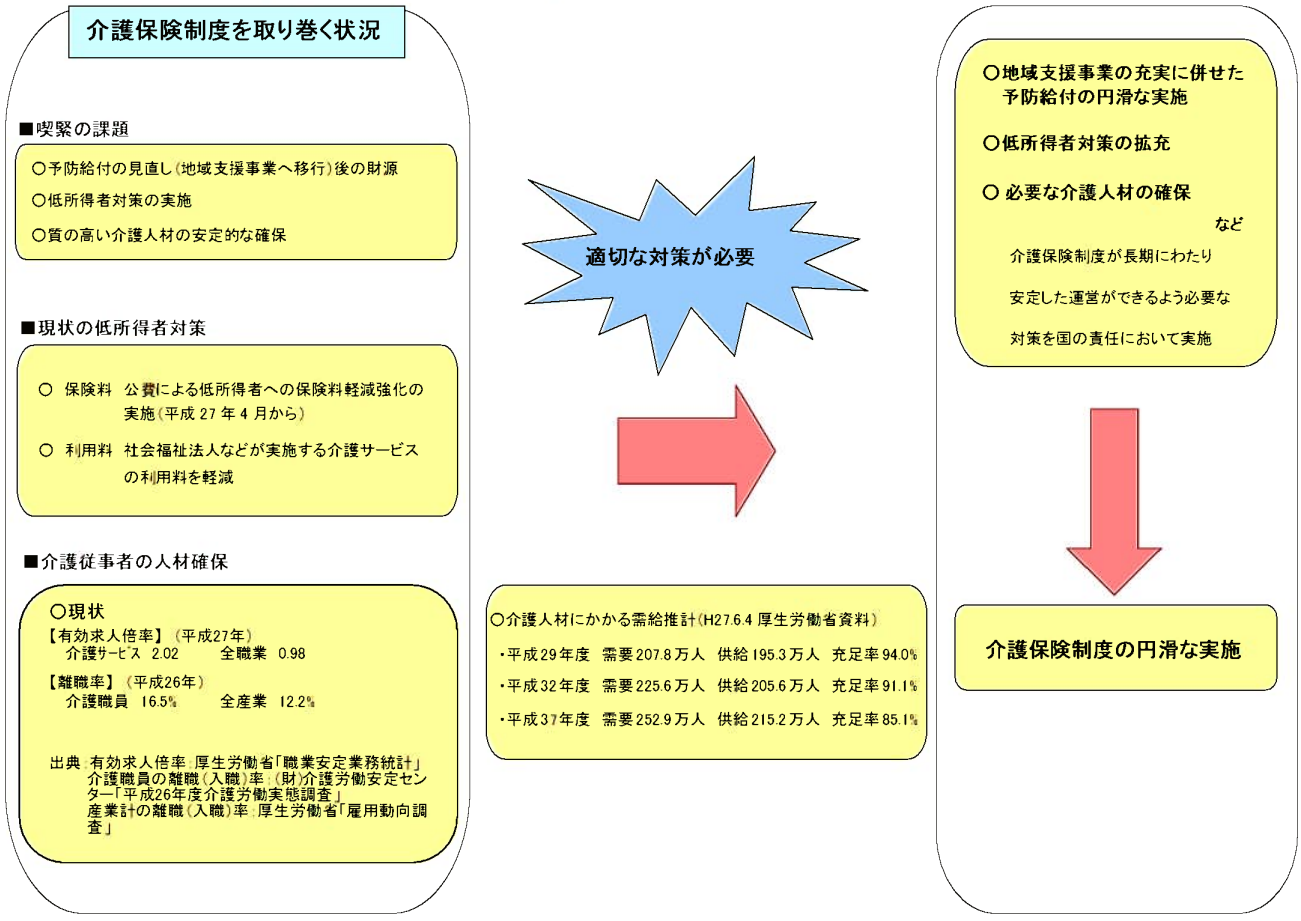

12　訪日旅行の需要拡大及びＭＩＣＥ誘致推進のための環境整備

訪日旅行やＭＩＣＥ誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組はもとより、国際会議場や展示場の整備促進、ユニークベニューを受け入れる施設へのインセンティブの拡充、規制緩和等、地域の特性に即したＭＩＣＥ誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図ること。

平成２７年の訪日外国人旅行者数は、１，９７４万人と前年と比較して大幅な伸びを見せ、国は新たに東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成３２年の目標値を４千万人に倍増、さらに平成４２年には６千万人を目指すこととし、訪日外国人の受入環境の整備や長期滞在化のためのルート整備など、意欲的な取組を進めている。

これらの状況を踏まえ、魅力あふれる観光立国の実現に向け、強力に施策を推進するために、国と地方がより緊密に連携し、オールジャパン体制の確立はもとより、日本版ＤＭＯの整備など地域の実情に応じた効果的な施策を速やかに実施できるよう、支援を拡充すべきである。

一方、ＭＩＣＥについては「観光立国実現に向けたアクション・プログラム２０１５」においてＭＩＣＥの誘致・開催を通じたビジネス機会の創出や投資の促進を掲げているものの、国際的な誘致競争が激化し、アジアの中での我が国の開催シェアが低下してきていることから、ＭＩＣＥの誘致・開催に関する競争力強化に向けた対策が必要である。

具体的には、外国人観光客にも分かりやすい標識・案内板等サインの統一化をはじめ、Ｗｉ－Ｆｉ環境、観光名所の整備やインフォメーション機能の充実等の支援を図るとともに、指定都市等が行う国際会議場・展示会場の整備促進・老朽化対策や、ユニークベニューを受け入れる施設へのインセンティブの拡充やＭＩＣＥ受入環境整備について、十分な予算を確保し支援すべきである。

さらに、グローバルＭＩＣＥ都市をはじめ、対外的な「顔」となる全指定都市について国が継続的な支援を行い、指定都市全体の底上げを行うことが必要である。

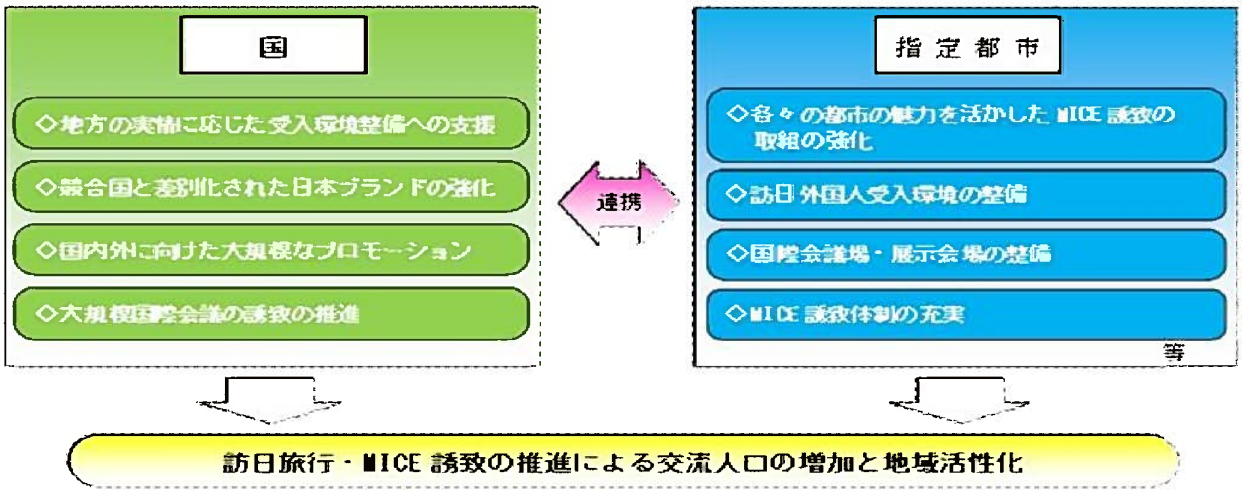

注　MICE…企業などの会議（Meeting）、企業などの行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

ユニークベニュー…歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

DMO…地域の観光マネジメントとマーケティングを一体的に担う組織のこと。（Destination Management/Marketing Organization）の頭文字。

13　正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

地域の持続的な発展を図るため、正規雇用や長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方創生推進交付金の拡充も含め必要な財源を確保すること。

また、制度設計に当たっては地方公共団体との協議の場を設け、その意見を十分反映させること。

経済のグローバル化や技術革新の進展による労働環境の変化などにより、非正規雇用者は増加傾向にある。非正規雇用者の雇用の不安定さや処遇の低さが、正規雇用者に比べて家族形成やキャリア形成を困難にし、未婚化・少子化に拍車をかけ、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

少子高齢化・人口減少社会を迎える中、地域の持続的な発展を実現するには、安定的な雇用の場を創出し、個人消費の増加による経済の好循環を生み出すことは最も重要な施策の一つである。

平成２８年度に「地方創生推進交付金」が創設されたものの、交付対象は地方版総合戦略に位置づけられた事業と幅広なのに対し予算規模が小さいなど、正規雇用の増加や長期的な雇用につながる施策に十分対応することが困難である。

このため、正規雇用や長期的な雇用につながる雇用施策を実施するための制度を確立し、必要な財源を確保する必要がある。制度設計に当たっては、地方公共団体との協議の場を設け、その意見を十分に反映させるなど、地域の実情に即し弾力的に運用が可能なスキームとすべきである。

14　予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びロタウイルスの２ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期にスケジュールを示し定期接種化すること。その際には、ワクチンが十分供給されるように国が万全を期すこと。

また、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

あわせて、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

厚生労働省厚生科学審議会の予防接種部会において、定期接種化が提言された７ワクチンのうちおたふくかぜワクチン及び科学的評価に言及されたロタウイルスワクチンについては技術的課題などの検討がなされているものの、定期接種化へのスケジュールは示されていない。疾病の発生・まん延予防及び国民の健康維持の観点から、これらのワクチンについても、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化すべきである。その際には、ワクチンの供給体制を確保することなど、円滑な導入に向けて万全を期すべきである。

また、財源に関しては、平成２５年度から定期接種に係る経費について、地方交付税措置の拡充がなされたところであるが、国の責任において必要とする国民全てが等しく接種できるよう、全額国庫負担とすべきである。

あわせて、定期接種化されたワクチンの増加に伴う接種回数の増加や接種間隔の複雑多様化により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担が大きくなっていることから、多種の混合ワクチンの導入の検討や開発の促進等により負担軽減を図るべきである。

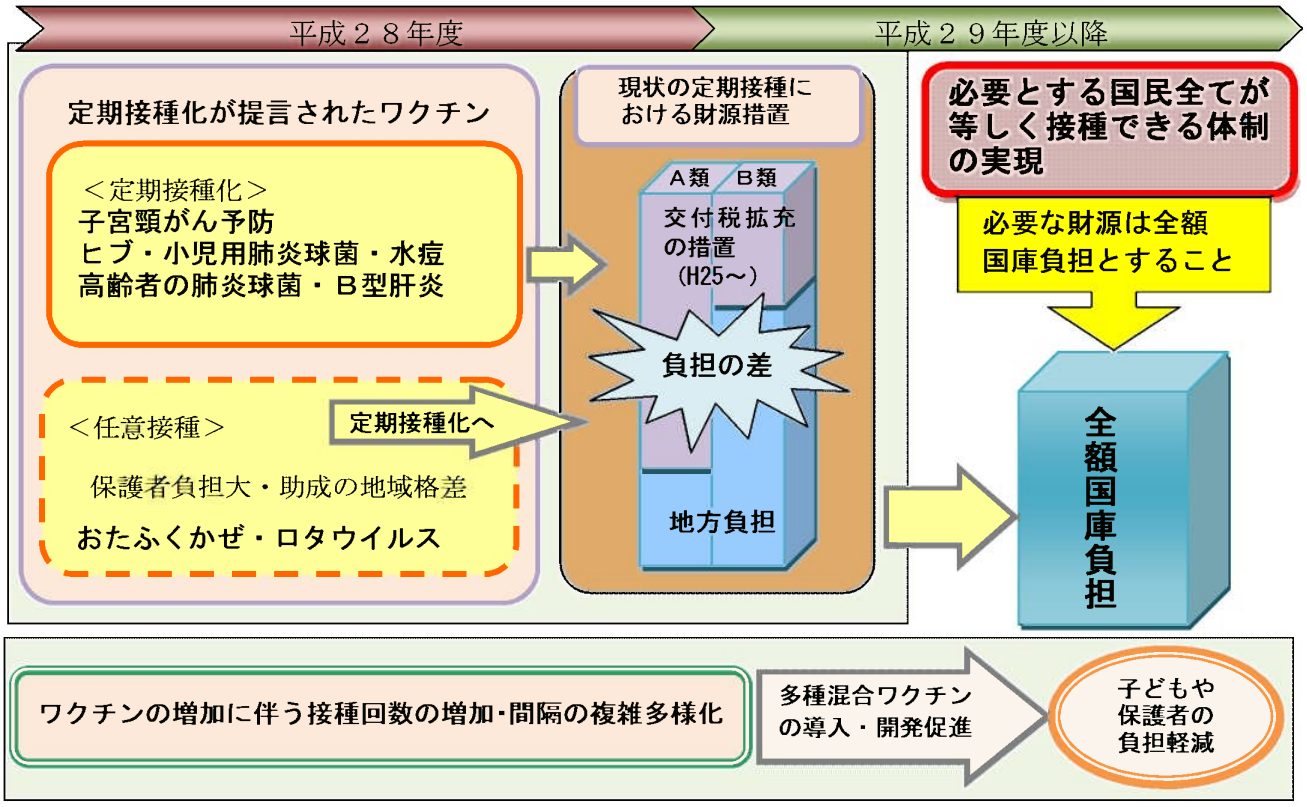

15　社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は国家的な情報基盤整備であることから、その運用等に必要な経費については、全額国庫負担とすること。

また、情報セキュリティ対策については、引き続き国の責任において取り組むとともに、地方公共団体において継続した取組が実施できるよう、今後、必要となる経費についても補助制度を創設するなど、財政措置を講ずること。

あわせて、情報セキュリティインシデントに迅速かつ的確に対応できるよう、ＣＳＩＲＴの実効的な運用を確保するため、人的セキュリティの強化についても、積極的な支援を行うこと。

番号制度の導入に当たっては、情報システムの構築・改修やマイナンバーカード交付事務、番号制度の周知等に係る各種事務に加え、国から要請のあった「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に係る対応等、各地方公共団体において、経費面だけでなく、業務面でも多くの負担を強いられている。番号制度については、国家的な情報基盤整備であることから、その運用や今後の運用に伴い必要となる情報システムの構築･改修及び国が実施するよう要請する事項に係る経費については､全額国庫負担とし、各地方公共団体の実態に見合った所要額を措置すべきである。

また、平成２９年７月から開始される情報連携に当たっては、国が整備する情報提供ネットワークなどを介して行うこととなるが、それらの情報セキュリティの万全な確保については､引き続き国の責任において取り組む必要がある｡「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」をはじめ、番号制度の導入に伴い各地方公共団体が実施する情報セキュリティ対策については、継続した取組が可能となるよう、運用経費などの必要となる経費についても補助制度を創設するなど、財政措置を講ずべきである。
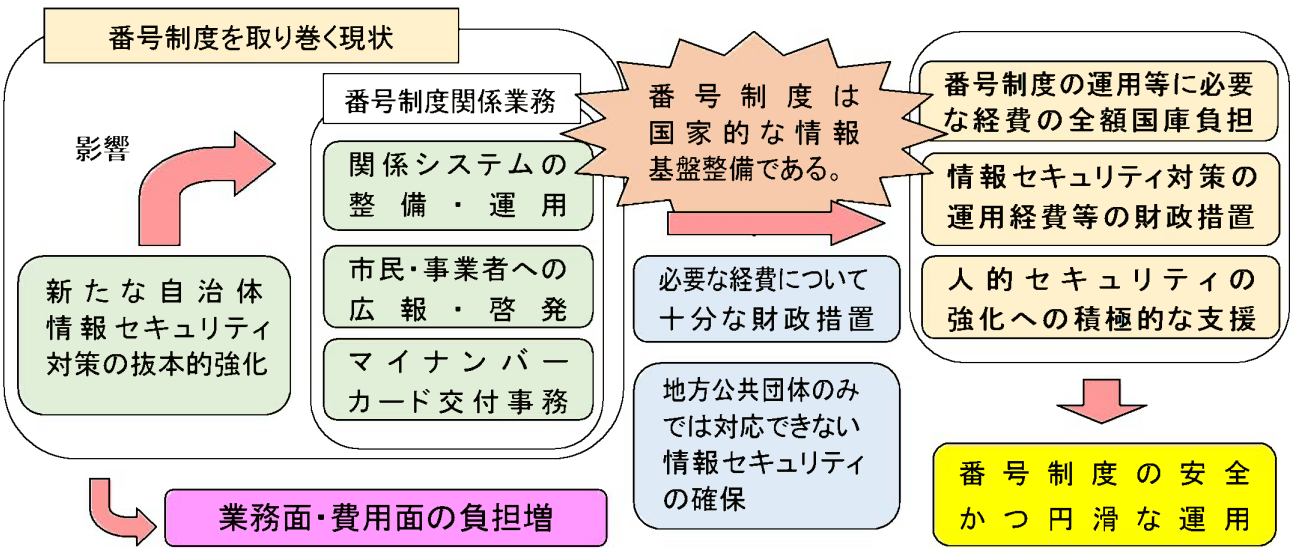
指定都市は、人口規模や知名度からサイバー攻撃の対象となりやすく、また、その規模からも､攻撃を受けた際の被害は､他の地方公共団体に比べ甚大になるおそれがある。サイバー攻撃による情報セキュリティインシデントが発生した際に、迅速かつ的確な対応が行えるよう、ＣＳＩＲＴの実効的な運用を確保するためには、職員の育成や外部専門機関との連携等が必要不可欠であることから、アクセスログ監視など、事例を示した具体性のある演習を行う研修環境やインシデント解析手法の教育等、人的セキュリティの強化についても、国が積極的に支援する必要がある。